

お知らせ



平成31年2月14日

京都市文化市民局

担当 地域自治推進室

地域づくり推進担当

電話 222-3049

平成31年4月から「転入者地域交流支援制度」が始まります！

～転入される方を温かく迎え、京都ならではの地域のつながりづくりに向けて、
地域、事業者、京都市が連携していきます！～

京都市では、長い住民自治の歴史と伝統の中で培われた「地域力」を未来に引き継いでいくために、住民の自治会・町内会への参加を支援し、地域コミュニティの活性化を推進しています。

平成31年4月から、マンションの新築や戸建住宅の宅地開発により新たに住民となる方を地域、事業者、京都市が連携して温かく迎える「転入者地域交流支援制度」を創設しますので、お知らせします。

また、本市では、引っ越しが多い3月・4月を「地域力アップキャンペーン月間」と位置付け、地域と区役所・支所が連携して、転入者への声かけなど、自治会・町内会への加入促進に向けた取組を実施しますので、併せてお知らせします。

記

1 転入者地域交流支援制度について（別紙チラシ参照）

（1）制度の内容

マンションの新築や戸建住宅の宅地開発により転入される方と地域住民との交流を促進するため、地域と事業者が、あらかじめ、自治会・町内会への加入等に関して協議していただく制度です。

制度の対象となる事業者は、建築確認、開発許可申請前に、地域（地域自治を担う住民組織（学区自治（会）連合会等））と連絡調整（転入者への地域活動情報の提供や自治会・町内会への加入案内等についての協議）を行い、京都市に報告していただくことが必要となります。

（2）制度の対象

- ・ 特定共同住宅（3階建以上かつ15戸以上の共同住宅）の新築
- ・ 1,000平方メートル以上の戸建住宅の宅地開発（開発許可を要するもの）
 - ※ 平成31年4月21日申請分から対象となります。
 - ※ 上記以外の共同住宅、長屋及び寄宿舎の新築並びに戸建住宅の宅地開発（開発許可を要するもの）については、地域の申出により、市長が必要と認める場合に対象となります。

(3) 制度の流れ

- ① 事業者と京都市が、連絡調整の進め方などを事前に協議
- ② 地域と事業者との連絡調整
- ③ 事業者が京都市へ状況を報告（報告書の提出）
- ④ 連絡調整事項の実施

※ 地域と事業者が協力して、転入者への地域活動情報の提供、自治会・町内会への加入案内等を行っていただきます。

(4) 事業者向けの事前協議について

3月1日から文化市民局地域自治推進室において、具体的な連絡調整の進め方などについての事前協議を受け付けますので、4月21日以降に特定共同住宅の建築確認申請又は1,000平方メートル以上の戸建住宅の宅地開発の開発許可申請される予定の事業者の方は、地域自治推進室（下記問合せ先）にお越しくください。

また、制度の円滑な運用に向けて、京都市ホームページにおいて、本制度をわかりやすく解説した手引き（事業者向け、地域向け）を掲載する予定です。

【ホームページURL】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000247257.html>

2 「地域力アップキャンペーン月間」の取組

区役所・支所における転入者への自治会・町内会の加入呼び掛け

区役所・支所に自治会・町内会加入相談窓口を設置し、転入手続に来庁された方に、地域活動の魅力や学区の情報を伝えるとともに、「自治会・町内会への加入連絡票」等を配布し、自治会等への加入を呼び掛け、地域への取次を行います。

併せて、広域避難場所を確認いただくなど、地域の防災活動への理解や参加を促進するため、「防災マップ」を配布します。

また、地域の方々が、転入して来られた方に対して、自治会等への加入を呼び掛けていただけるよう、地域で活用いただけるチラシや声かけマニュアルを配布するなど、区役所・支所と地域が連携した取組を進めます。

子育て世代や企業等への啓発

はぐくみ憲章の普及と併せて、幼稚園・保育園・小学校・中学校・総合支援学校に通園・通学する全家庭に向け、地域活動への参加、自治会等への加入を呼び掛けるなど、子育て世代の方々への啓発を行います。

また、商工会議所及び京都中小企業家同友会等を通じて、事業者に対し、「働き方改革」とあわせて従業員の地域活動への積極的な参加をメールマガジン等により呼び掛けます。

3 問合せ先

〒604-8571（住所記載不要）

京都市文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当

電話：075-222-3049 FAX：075-222-3042

電子メール：chiikizukuri@city.kyoto.lg.jp